

静岡県人事委員会は、職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年11月30日

静岡県人事委員会委員長 小川 良 昭

静岡県人事委員会規則 7-1178

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与に関する規則（静岡県人事委員会規則 7-25）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
別表第1 給料表の適用範囲（略）		別表第1 給料表の適用範囲（略）	
給料表	適用範囲	給料表	適用範囲
研究職	1～4（略）	研究職	1～4（略）
給料表	5 <u>富士山世界遺産センター開設準備事務所に勤務し、富士山及び世界遺産の研究業務に従事する職員</u>	給料表	5 <u>静岡県富士山世界遺産センターに勤務し、富士山及び世界遺産の研究業務に従事する職員</u>
	6・7（略）		6・7（略）
（略）		（略）	
別表第2 級別職務区分表（略）		別表第2 級別職務区分表（略）	
ア 行政職給料表級別職務区分表		ア 行政職給料表級別職務区分表	
職務の級	等級別基準職務表に掲げる職務と同程度の職務	職務の級	等級別基準職務表に掲げる職務と同程度の職務
（略）		（略）	
7 7級	(i) 本庁の課長、出先機関の長又は困難な業務を行う出先機関の次長の職務 (0-1)～(5-1)（略） (5-2) <u>富士山世界遺産センター開設準備事務所長の職務</u> (5-3)（略） (6-1)～(12-5)（略）	7 7級	(i) 本庁の課長、出先機関の長又は困難な業務を行う出先機関の次長の職務 (0-1)～(5-1)（略） (5-2) <u>静岡県富士山世界遺産センターの副館長の職務</u> (5-3)（略） (6-1)～(12-5)（略）
（略）		（略）	
備考（略）		備考（略）	
イ 研究職給料表級別職務区分表		イ 研究職給料表級別職務区分表	
職務の級	等級別基準職務表に掲げる職務と同程度の職務	職務の級	等級別基準職務表に掲げる職務と同程度の職務
（略）		（略）	

3 3級	(1) 研究所の主任研究員又は主任の職務 ア～ウ (略) エ <u>富士山世界遺産センター開設準備事務所</u> の主任研究員の職務 オ～ク (略)	3 3級	(1) 研究所の主任研究員又は主任の職務 ア～ウ (略) エ <u>静岡県富士山世界遺産センター</u> の主任研究員の職務 オ～ク (略)
4 4級	(1) 研究所の科長又は班長の職務 ア～カ (略) キ <u>富士山世界遺産センター開設準備事務所</u> の教授の職務 ク (略) (2) 研究所の上席研究員又は主査の職務 ア (略) イ 研究所の上席研究員又は主査の職務 (ア)～(イ) (略) (エ) <u>富士山世界遺産センター開設準備事務所</u> の准教授の職務 (オ)～(キ) (略) ウ (略)	4 4級	(1) 研究所の科長又は班長の職務 ア～カ (略) キ <u>静岡県富士山世界遺産センター</u> の教授の職務 ク (略) (2) 研究所の上席研究員又は主査の職務 ア (略) イ 研究所の上席研究員又は主査の職務 (ア)～(イ) (略) (エ) <u>静岡県富士山世界遺産センター</u> の准教授の職務 (オ)～(キ) (略) ウ (略)
5 5級	(1) (略) (2) 研究所の研究統括監又は部長の職務 ア (略) イ 県立美術館の学芸課長の職務 (ア)・(イ) (略) (ウ) <u>富士山世界遺産センター開設準備事務所</u> の学芸課長の職務 (エ)・(オ) (略)	5 5級	(1) (略) (2) 研究所の研究統括監又は部長の職務 ア (略) イ 県立美術館の学芸課長の職務 (ア)・(イ) (略) (ウ) <u>静岡県富士山世界遺産センター</u> の学芸課長の職務 (エ)・(オ) (略)
(略)		(略)	
ウ～ケ (略)		ウ～ケ (略)	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

#### 附 則

この規則は、平成29年12月1日から施行する。